

(参考資料)

平成22年度業務報告書 概要

1. 事業の概況（第1章）

日本放送協会（以下「協会」という。）は、公共の福祉のために、あまねく日本全国において受信できるように豊かで、かつ、良い放送番組による国内放送を行い又は当該放送番組を委託して放送させるとともに、放送及びその受信の進歩発達に必要な業務を行い、あわせて国際放送及び委託協会国際放送業務を行うことを目的として、放送法に基づき設立された法人である。

協会は、平成22年度の事業運営にあたり、「平成21～23年度 NHK経営計画」を踏まえ、経営目標の達成に向けて事業計画を着実に実施するとともに、業務全般にわたり適正かつ効率的な運営を図った。視聴者の負担する受信料によって支えられる公共放送の使命と責任を深く認識し、視聴者の信頼と要望にこたえるべく、放送サービスの充実、視聴者との結びつきの強化、地上デジタルテレビジョン放送の推進と普及促進、海外への情報発信の強化、調査研究の推進等各部門の事業活動を積極的に進めた。

特に、23年3月11日に発生した東日本大震災に際しては、国民への迅速・的確な情報の周知のため、その放送の実施に全力を挙げた。地震発生直後から、国内放送のすべてのチャンネルで放送中の放送番組を中断して災害報道を開始し大津波の状況を伝えつつ避難を呼びかけるとともに、その後も継続してテレビジョン総合放送、衛星第1放送、ラジオ第1放送を中心に、震災の影響や避難の状況、東京電力福島第一原子力発電所の事故等を伝えるニュース及び関連番組を集中的、機動的に放送した。障害者や国内に在住する外国人に対する情報提供に努めるとともに、テレビジョン教育放送及びFM放送等で被災者の安否の確認に資する情報を集中的に放送した。地域放送では、特設ニュースの編成等により、被災者が必要とする生活情報等についてきめ細かく伝えた。国際放送においては、テレビジョン、ラジオ共に、邦人向け放送では国内放送と同時・同内容の放送を中心に、外国人向け放送ではニュース枠を拡大して、最新情報を伝えたほか、海外の放送事業者等に対し、映像素材や放送映像の提供を行った。また、非常災害時の緊急措置として、テレビジョン総合放送、ラジオ第1放送及び外国人向けテレビジョン国際放送の放送番組を、インターネットを通じて放送と同時に一般に提供したほか、インターネット配信事業者及び有線テレビジョン放送事業者に対しても、放送と同時に提供した。

被災した送信設備の応急復旧を進め、放送の送出の確保に努めるとともに、受信機メーカー等の協力を得て避難所へテレビ受信機等を設置するなど、被災地における受信の確保に努めた。また、災害救助法の適用区域内において締結されている放送受信契約等の一部について、総務大

臣の承認を得て、6か月間受信料を免除することとした。

2. 放送番組の概況（第2章）

(1) 国内放送

地上放送では、テレビジョンにおいて、デジタル方式により総合放送及び教育放送を実施するとともに、アナログ方式により総合放送及び教育放送を、デジタル方式による放送と同時同内容の放送として実施した。ラジオにおいて、アナログ方式により第1放送、第2放送、FM放送を実施した。衛星放送では、デジタル方式により委託国内放送業務としてハイビジョン放送、第1テレビジョン、第2テレビジョンを実施するとともに、アナログ方式により第1テレビジョン、第2テレビジョンを、デジタル方式による委託国内放送業務としての放送と同時同内容により実施した。

放送番組の実施にあたっては、視聴者の意向を積極的に受け止め、公共放送の使命に徹し、公正な報道と多様で質の高い放送番組を提供することを基本とした。

地上放送については、テレビジョンにおいて、総合放送で、平日の朝の時間帯を大幅に刷新するとともに、平日の夜間において働き盛りの世代に向けた番組を強化した。教育放送では、幼児向け番組の充実を図るとともに、若者向けの番組の新設等を行った。ラジオにおいては、第1放送でより幅広い聴取者層の開拓に向けた番組編成を行うとともに、第2放送で語学講座番組や外国語ニュースの充実を図り、FM放送で音楽番組を拡充した。地域放送については、地域に密着した放送を実施した。

衛星放送については、衛星ハイビジョン放送で、高画質、高音質の特性を生かした番組を編成するとともに、ジャンルごとの大型の定時番組枠を編成した。衛星第1放送で、ニュース・情報番組の放送時間を見直した。衛星第2放送では、地上放送の難視聴解消に資する番組を編成するとともに、エンターテインメント番組の充実を図った。

テレビジョン放送の音声による補完放送としてステレオ放送、2か国語放送、解説放送を、テレビジョン放送の文字・データ等による補完放送として字幕放送、データ放送、文字放送を、それぞれ実施した。地上デジタルテレビジョン放送のデータ放送では、主に携帯型受信機（携帯端末）に向けたサービス「ワンセグ」を実施した。

放送番組の編集にあたっては、国内番組基準に準拠するとともに、放送番組審議会等の意向を尊重しつつ実施した。放送番組の考査については、部外のモニターによる番組評価等を参考にし、国内番組基準にのっとり厳正に行った。

また、放送法第9条第2項第2号の業務の基準に基づき、既放送番組等を電気通信回線を通じて一般の利用に供する業務を行い、このうち、NHKオンデマンド（NOD）サービスについては利

用者負担により実施した。

大相撲力士による野球賭博事件を受け、7月、大相撲名古屋場所について、テレビジョン、ラジオを通じ、放送の中継を行わないことを決定した。

ラジオ放送が聴取しにくい状況の改善に資するため、その放送番組を放送と同時にインターネットを通じて一般に提供する業務について、総務大臣の認可を得て、開始に向けた諸準備を取り進めた。

(2) 国際放送

テレビジョン放送による委託協会国際放送業務(テレビジョン国際放送)については、放送法に基づく実施要請により一体として実施するものを含め、衛星を使用して、邦人向け放送及び外国人向け放送を実施した。世界全域に向けた同一の番組編成による放送を実施するとともに、邦人向け放送については、北米向け及び欧州向けに、受信が容易で、現地の生活時間にあわせた番組編成の放送を実施した。放送番組については、邦人向け放送において、ニュース・情報番組の国内放送との同時放送等を実施した。外国人向け放送において、英語ニュースの充実を図った。

国際放送(ラジオ国際放送)については、放送法に基づく実施要請により一体として実施するものを含め、世界の17の放送区域に向け、18の言語により実施した。放送番組については、邦人向け放送において国内外の最新情報をリアルタイムで提供するとともに、外国人向け放送において多言語ニュースを強化した。

このほか、ラジオ放送による委託協会国際放送業務(衛星ラジオ国際放送)を実施した。

また、国際理解の促進を図るとともに放送番組を補完する観点から、ホームページにより国際放送のニュース等の提供を行った。

国内に在住する外国人視聴者の日本理解を促進するとともに国際放送の進歩・発達に資するため、外国人向けテレビジョン国際放送の放送番組を国内の有線テレビジョン放送事業者等に提供する業務について、総務大臣の認可を得て、23年3月より業務を開始した。

(3) 放送番組の国際交流

放送番組の国際交流を積極的に推進し、海外への番組提供のほか、放送番組の共同制作や交換を行った。

衛星伝送による番組提供については、1日24時間配信を実施し、世界各地の放送事業者等に対して提供を行った。

3. 調査研究(第3章、第7章)

放送番組及び放送技術の両分野にわたって調査研究活動を推進した。放送番組については、

テレビジョン・ラジオ番組の視聴率調査をはじめとする各種世論調査を行ったほか、デジタル時代のメディアに関する調査研究等を進めた。放送技術については、次世代放送メディアの実現に向けた研究、ユニバーサル放送サービスの実現に向けた研究、高度番組制作技術の研究等を進めた。

調査研究の成果は、放送の実施等にあって活用したほか、セミナーや研究発表、放送技術研究所の一般公開等により、広く一般に公表した。また、外部に対して各種の技術協力を行った。

4. 営業及び受信関係業務（第4章）

営業活動を取り巻く環境は引き続き厳しい状況にあったが、放送受信契約の維持・増加と受信料の確実な収納に全力で取り組み、委託契約収納員等による契約取次業務や未収対策等の活動に重点的に取り組むとともに、契約・収納等業務の法人委託を積極的に進めた。

受信料未払いの契約者に対する簡易裁判所への支払督促の申立てを実施するとともに、受信契約未締結の者に対する民事訴訟を提起した。

年度末における放送受信契約件数は、地上契約2,408万（うち有料の受信契約は 2,188万）、衛星契約等（衛星契約及び特別契約）1,567万（同1,543万）、契約総数3,975万（同3,731万）であった。年度内の増減は、契約総数において82万（同46万）の増加、衛星契約等において92万（同87万）の増加であった。

衛星契約の締結促進に向けて、契約案内メッセージの表示を開始した。また、地デジ難視対策衛星放送の受信契約について、地上契約としての取り扱いを開始した。

デジタルテレビジョン放送の受信普及を図るとともに、全国の放送局で受信に関する技術相談に応じるなど、放送の受信環境の維持・改善のための諸活動を推進した。難視聴地区において地元の視聴者の組合と共同で設置したテレビジョン共同受信施設（NHK共聴）については地上デジタル放送に対応するための改修を積極的に進めるとともに、代替手段への移行に必要な経費の助成を実施した。地元の視聴者が自主的に設置したテレビジョン共同受信施設（自主共聴）については地上デジタル放送の受信状況調査や改修手続き等の支援を行ったほか、デジタル化整備等に必要な経費の助成を実施した。総務大臣の認可を得て、建築物等の影響による地上アナログ放送の難視聴の解消を目的として設置された共同受信施設（受信障害対策共聴）のうち一定の条件を満たす施設に対し、デジタル化のための改修等に要した経費の一部を助成する業務及び地デジ難視対策衛星放送を受信するために必要な設備を有しない世帯に対し、設備の貸与または経費の一部を助成する業務を開始した。全国各地の地上デジタル放送推進協議会や「総務省テレビ受信者支援センター」の活動に協力した。

5. 視聴者関係諸活動（第5章）

視聴者との結びつきをいっそう強化するため、視聴者関係業務を総合的に推進した。

広報活動として、事業運営や放送番組に関する広報を行うとともに、アナログテレビジョン放送の円滑な終了に向けた周知活動を行った。公共放送として視聴者に対する説明責務を果たす観点から、NHK情報公開基準に基づく情報公開を推進し、視聴者からの問い合わせに対して情報提供を行うとともに、放送、ホームページ等の活用により、事業活動や財務内容等に関する情報を積極的に提供した。視聴者からの文書開示の求めに対しては、NHK情報公開規程に基づいて適切に対応した。視聴者満足（CS）向上活動を推進し、「NHKふれあいミーティング」を1,541回開催した。業務に関して視聴者から寄せられた苦情その他の意見は458万件であり、これらに対しては、迅速かつ適切に対応するとともに、分析結果を業務改善につなげた。このほか、公開番組等を全国各地で実施するとともに、放送番組の利用促進のための諸活動を推進した。

6. 放送設備の建設及び運用（第6章）

地上放送網の整備については、デジタル総合放送及びデジタル教育放送の中継局720局、デジタル総合放送の中継局3局、デジタル教育放送の中継局1局をそれぞれ開設した。

衛星テレビジョン放送については、受託放送事業者である株式会社放送衛星システムに委託して実施するとともに、同社に対して、放送衛星の調達、打ち上げ、運用に関する技術協力を行った。

また、良質な放送を確保し、放送のデジタル化を推進するため、放送設備の改善及び老朽設備の更新整備・ハイビジョン化を進めたほか、衛星放送の2波化に向けた送出設備の更新等を実施した。

放送会館については、横浜放送会館を完成したほか、千葉放送会館の建設工事を取り進めるとともに、甲府放送会館の建設工事に着手した。

放送設備の運用については、年度末において、テレビジョンで、アナログ総合放送3,250局、アナログ教育放送3,178局、デジタル総合放送2,114局、デジタル教育放送2,099局、ラジオで、第1放送229局、第2放送142局、FM放送525局を運用した。

7. 業務組織・職員（第8章）

経営委員会は25回開催され、新たに会長を任命したほか、法定議決事項について審議し、決定するとともに、その他の基本的事項についても審議、検討を行った。審議状況については、議事録の公表や委員長等の報道機関への説明等により、情報を公開した。

（なお、23年4月1日、新たに数土文夫が委員に任命された。同月12日、委員の互選により数

土文夫を委員長に選出した。)

監査委員会は28回開催され、監査実施方針の決定等を行った。放送法第23条の5等に定める選定監査委員は、協会の業務及び財産の状況調査等を行った。

会長任命の経緯については、23年2月、監査委員会が調査を行い、同月、経営委員会に報告した。経営委員会は、この報告を踏まえ、23年3月、「新会長任命に至るまでの過程についての検証と総括」を取りまとめ、公表した。

理事会は44回開催され、協会の業務執行に関する重要事項について審議した。

21年度の事業運営についての「視聴者視点によるNHK評価委員会」による評価を踏まえ、事業運営のいっそうの改善に努めた。

適正かつ円滑な業務遂行に資する観点から2か年の基本方針・行動計画に従って内部統制の推進に取り組んだほか、組織・業務体制の見直し、子会社等(放送法第9条の2に定める子会社並びに同法施行規則第11条第10号に定める関連会社及び関連公益法人等)との効果的な連携等業務全般にわたる合理的、効率的な運営に努め、要員については、40人の純減を行った。

10月に判明した職員の大相撲取材における不祥事を受けて、報道現場での緊急討議を実施すると同時に、各職場でコンプライアンスについて議論を行った。

8. 財政の状況（第9章）

収支(一般勘定)については、事業収入は6,839億円で、受信料の増加等により、予算に対し52億円の超過となった。事業支出は6,801億円で、効率的な業務運営に努めたこと等により、46億円の予算残となった。事業収支差金は37億円となり、この全額を翌年度以降の財政安定のため繰り越すこととした。翌年度以降の財政安定のための繰越金は、年度末において1,262億円となった。

9. 子会社等の概要（第10章）

子会社等の再編成を取り進めるとともに、そのあり方について引き続き検討を行った。

子会社等は、年度末において、27団体であった。子会社等からの配当は19億1千万円、副次収入は69億4千万円であった。

子会社等の事業については、子会社等の運営基準に基づいて適切な管理に努め、経営上の重要事項についての事前協議、外部監査法人による業務運営状況調査に加え、子会社等と連携したリスクマネジメント活動等を実施した。